

尊厳ある介護を保障させよう！ 必要な人に必要な介護保障を！

ZENKO 第9分科会

訪問介護事業所つぶしの訪問介護報酬引き下げを撤回させ、必要な人に必要な介護保障を

今年の4月から介護保険第9期が始まりました。要介護1・2の介護保険外し、ケアプラン作成の有料化は、市民の声で阻止しました。しかし、訪問介護報酬は、約2%程度引き下げられました。厚労省の調査でも約4割近い事業所が赤字にもかかわらず。その為、これ以上事業を継続できない、縮小せざるを得ない、単価の低い生活支援は断るなど、事業所だけでなく、必要な人に訪問介護をすることができなくなります。さらにホームヘルパー不足は深刻です。しかし、厚労省は介護報酬を引き上げたから、処遇改善加算をとれば問題ないかのような物言いで、事態の深刻さを理解していなか、小規模介護事業省はつぶれてもかまわないと思っているかです。先日の「訪問介護報酬引き下げを撤回し・・・」署名、短時間で34881筆が集まり6月14日厚労省に提出しました。

分科会では、引き下げの悪影響に実態、それに反対する地域の取り組みの交流、国や自治体への行動方針を討議します。また、家族に介護を必要とする方がおられる方のご参加は歓迎です。岸田内閣のD社会保障、とりわけ高齢者切り捨てに地域から声を上げましょう。

日時 7月28日(日)午前9時30分

介護保険改悪が介護事業所や利用者へもたらした悪影響の実態と跳ね返す取り組み 西宮市の事業所 大阪市の事業所

小規模事業省訪問報告 枚方から 利用者の実態報告 東京から

場所 エル大阪501号室 (大阪市中央区北浜東3-14)

地下鉄谷町線・京阪電車 天満橋駅下車西へ300m

サブ会場 大田区消費生活センター (東京都大田区蒲田5-13-26-101号)

JR 蒲田駅東口から徒歩5分

連絡先 エル大阪 手塚隆寛 080-2509-0706
サブ会場 田中かづ子 090-4593-7014